

四日市市環境保全審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 1 月 24 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市条例第 46 号

四日市市環境保全審議会条例の一部を改正する条例

四日市市環境保全審議会条例（昭和 63 年四日市市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第 3 条 審議会は、委員 25 人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p><u>(1)</u> 学識経験者</p> <p><u>(2)</u> 住民自治組織等の代表</p> <p><u>(3)</u> 市職員</p>	<p>(組織)</p> <p>第 3 条 審議会は、委員 25 人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p><u>(1)</u> 市議会議員</p> <p><u>(2)</u> 学識経験者</p> <p><u>(3)</u> 住民自治組織等の代表</p> <p><u>(4)</u> 市職員</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する

(環境部環境保全課)